

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和2年4月23日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 令和2年度～令和5年度個人番号カード交付用統合端末等賃貸借 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18020008 |
| (3) 物品委託役務内容 | 令和2年度～令和5年度における個人番号カード交付用統合端末等の賃貸借。 |
| (4) 納入・履行期間 | 令和2年7月1日から令和6年3月31日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市役所 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 物品賃貸借契約約款 |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 不要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

| | | |
|---|--|--|
| ア | 平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者 | 借入れ>OA・事務用品 |
| イ | 法令等による登録等 | 問わないものとする。 |
| ウ | 技術者 | 問わないものとする。 |
| エ | 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。 | 東広島市内に本店を有する者。 |
| オ | 会社の履行実績 | 問わないものとする。 |
| カ | その他 | 令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。 |

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

| 手続き等 | 期間・期日等 | 場所・留意事項 |
|---------------------------|--|---|
| ア 公告日 | 令和2年4月23日 | 東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。 |
| イ 仕様書及び見本等閲覧期間 | 令和2年4月23日～ 令和2年5月19日 | 東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無 |
| ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る） | | 同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。 |
| エ 同等品確認回答閲覧期間 | | 東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。 |
| オ 質問書提出期間 | 令和2年4月23日～ 令和2年5月1日 (午前8時30分～午後5時15分) | 質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 市民課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館1階） 電話番号 082-420-0925 /ファックス番号 082-420-0011 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。 |
| カ 回答書閲覧期間 | 令和2年5月11日～ 令和2年5月19日 | 東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。 |
| キ 入札期間 | 令和2年5月15日～ 令和2年5月18日 (午前9時00分～午後5時00分) | 入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。 |
| ク 開札日時 | 令和2年5月19日 午前10時10分 | 開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。 |

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

| 書類の区分 | 提出書類 (○印) | 備考 |
|-----------------------|--------------|----------------------------|
| ア 入札参加資格確認申請書 | | 様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。 |
| イ 入札参加資格要件総括表 | | |
| ウ 誓約書 | | |
| エ 配置予定技術者届出書 | | |
| オ 履行実績確認表 | | |
| カ 履行実績証明書（物品・委託役務） | | |
| キ 法令等による登録等を確認するための資料 | | |
| ク その他 | | |

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和2年度～令和5年度個人番号カード交付用統合端末等賃貸借仕様書

- 1 事業名 令和2年度～令和5年度個人番号カード交付用統合端末等賃貸借
- 2 履行場所 東広島市役所
- 3 賃貸借期間
令和2年7月1日から令和6年3月31日まで（45か月）
- 4 前提条件
 - (1) 賃貸借する機器及びソフトウェア（以下、「機器等」という。）は、地方公共団体情報システム機構から公開されている市町村機器整備概要第3.9版及び関連するガイドライン等に即したものであることとする。
 - (2) 機器等は、全て最低5年間は保守対応可能な製品で構成すること。
 - (3) 機器等は、入札時点で製品化されているものとする。
- 5 仕様
 - (1) 機器等の種類及び数量は、表1に示すとおりとする。
 - (2) 機器等に係る性能、機能に関する詳細の仕様は、表2に示すとおりとする。
 - (3) 機器等の仕様は全て必須の仕様とする。

表1

| No. | 機器名等 | 数 量 |
|-----|------------|--------------------------|
| 1 | 統合端末及び周辺機器 | 3セット ※1台分に係る個別機能の数量は表2参照 |
| 2 | タッチパネル | 3台 |

表2

〔統合端末及び周辺機器〕 市町村機器整備概要〔第3.9版〕5 統合端末・ネットワークプリンタ (Windows10) 準拠注) 以下に示す表及び表番号は、市町村機器整備概要第3.9版からの引用。

| | 機 能 | 詳細仕様 |
|------|----------|---|
| | 形状 | デスクトップ |
| | OS | Microsoft Windows 10 Pro 64bit |
| | CPU | Intel Core i3 プロセッサ以上、かつ 3.0GHz 以上 |
| | メモリ | 8GB 以上 |
| | ローカルディスク | 本体搭載 SSD 250GB 以上 |
| | ネットワーク | 100Base-TX、1000BASE-T 対応。 接続しようとするハブまでの LAN ケーブル (3 m 以上) を用意すること。 |
| | 外部記憶装置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ DVD-RAM ドライブ × 1 ・ DVD-RAM ドライブは、片面 4.7GB または両面 9.4GB の Class0 (書き込み速度 2~5 倍速) の媒体を扱えるものとする。また、Type3 または Type5 の媒体を扱えるものとする。(Type2 または Type4 の媒体においては、カートリッジから取り出して、Type3 または Type5 と同等の媒体として取り扱えることでもよい。) また、2 層式 (DVD+R DL や DVD-R DL) の媒体を扱えるものとする。 |
| 統合端末 | インターフェース | <ul style="list-style-type: none"> ・ 照合情報読取装置×1 を接続できること (インタフェースは USB2.0 準拠) ・ ディスプレイ×1 を接続できること (インタフェースはミニ D-SUB15 ピン, DVI-D, HDMI のいずれかに準拠とする) ・ タッチパネル×1 を接続できること (映像用インタフェースはミニ D-SUB15 ピン, DVI-D, HDMI のいずれかに準拠とする。制御用インタフェースは USB, RS-232C のいずれかに準拠とする) <p>参考) 最大で必要となる USB ポート数 以下の機器を USB ポートにより接続した場合、5 ポート必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照合情報読取装置 ・ IC カードリーダー/ライター ・ キーボード ・ マウス ・ タッチパネル |
| | ディスプレイ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,024×768 ドットの表示が可能なこと。 ・ High Color (65,536 色) 以上の表示が可能なこと。 ・ 画面サイズは 17 インチ以上であること。 |
| | キーボード | 日本語キーボード (OAG 準拠日本語 109 キーボード) × 1 |
| | マウス | PS/2 マウスまたは USB マウス × 1 |

| | | | |
|--|---|--|------|
| IC カードリーダ／ライタ | <ul style="list-style-type: none"> ・オープン型 IC カードリーダ／ライタ × 1 ・下表 9-3 「IC カードリーダ／ライタハードウェア仕様一覧」 参照。 | | |
| | 表 9-3 IC カードリーダ／ライタハードウェア仕様一覧 | | |
| | 要件 | 必須仕様 | 推奨仕様 |
| | カード搬送方式 | 手動挿入／手動排出方式 | |
| | 適合カード | ISO/IEC 14443 準拠 IC カード (タイプ B) | |
| | インタフェース | 上位装置に接続するインタフェースとして USB1.1 以上に準拠し、リーダ／ライタと通信するためのドライバソフトウェアのインタフェースとして PC/SC に準拠していること | |
| | 供給電源 | USB インタフェースを通じた上位装置からの電力供給 | |
| | 動作温度 | 5～35℃ | |
| | 動作湿度 | 湿度 35～85% (結露なきこと) | |
| | 伝送プロトコル | 上位装置とリーダ／ライタの間の伝送プロトコルについては規定しない リーダ／ライタと IC カードの間の伝送プロトコルは、ISO/IEC14443-4 に記載されている伝送プロトコルに準拠すること | |
| 電界強度 | リーダ／ライタから放射される電磁波の電界強度は、電波法施工規則にて規定された、誘導式読み書き通信設備のうち、設置に際し総務大臣の許可を要しないものであること | | |
| 互換性 | 機構による動作確認を受けていること | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・動作に必要なとなる機器、ケーブル、制御ソフト等はすべて含めること。 | | | |

| 照合情報読取装置 | <p>機構の指定製品（富士通株式会社製 住基ネット用操作者認証装置（ガイド有）[FAT13FPJL1]）を調達すること。数量：1 ハードウェア仕様については、下表 11-2「照合情報読取装置仕様明細一覧」を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">表 11-2 照合情報読取装置仕様明細一覧（FAT13FPJL2/FAT13FPJL1）</p> <table border="1" data-bbox="416 465 1401 1088"> <thead> <tr> <th colspan="2">要件</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">インタフェース</td> <td>USB 規格</td> <td>USB2.0 準拠</td> </tr> <tr> <td>USB コネクタ形状</td> <td>上位装置側：USB A タイプコネクタ 読取装置側：USB マイクロ B（5ピン）タイプコネクタ</td> </tr> <tr> <td>供給電源</td> <td>DC 5V 500mA 但し、USB バスパワーから供給すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">動作環境条件</td> <td>動作環境</td> <td>使用メモリ：OS の推奨値に準拠していること</td> </tr> <tr> <td>使用環境</td> <td>温度：5～35℃、湿度：20～80%RH（結露なきこと）</td> </tr> <tr> <td>照明環境</td> <td>自然光（太陽光）： 45,000ルクス以下（照合時）、5,000ルクス以下（登録時） かつ、直射日光があたらないこと 蛍光灯： 45,000ルクス以下（照合時）、5,000ルクス以下（登録時） ハロゲン／白熱灯： 9,000ルクス以下（照合時）、1,700ルクス以下（登録時） かつ、光がセンサー面を直射しないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p><照合情報読取装置について> ※ガイドとは、照合情報読取装置の読取部に手の平を掲げる際に、読取部と手の平の間隔を適切に保つために手首を置くためのプラスチック製の部品である。 ガイド有のサイズに関しては以下を参照すること。 ・ガイド有 [FAT13FPJL1]のサイズ（高さ 82mm x 幅 70mm x 奥行 160mm）</p> <p><USB の接続について> ・USB インタフェースケーブルはパソコンの USB ポートへ直接接続すること。 ・USB インタフェースのポート数が枯渇することのない様考慮すること。</p> | 要件 | | 仕様 | インタフェース | USB 規格 | USB2.0 準拠 | USB コネクタ形状 | 上位装置側：USB A タイプコネクタ 読取装置側：USB マイクロ B（5ピン）タイプコネクタ | 供給電源 | DC 5V 500mA 但し、USB バスパワーから供給すること | 動作環境条件 | 動作環境 | 使用メモリ：OS の推奨値に準拠していること | 使用環境 | 温度：5～35℃、湿度：20～80%RH（結露なきこと） | 照明環境 | 自然光（太陽光）： 45,000ルクス以下（照合時）、5,000ルクス以下（登録時） かつ、直射日光があたらないこと 蛍光灯： 45,000ルクス以下（照合時）、5,000ルクス以下（登録時） ハロゲン／白熱灯： 9,000ルクス以下（照合時）、1,700ルクス以下（登録時） かつ、光がセンサー面を直射しないこと |
|------------|---|--|--------------|----|---------|--------|--|------------|---|----------|-------------------------------------|--------|------|------------------------|---|------------------------------|----------|--|
| | 要件 | | 仕様 | | | | | | | | | | | | | | | |
| インタフェース | USB 規格 | USB2.0 準拠 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | USB コネクタ形状 | 上位装置側：USB A タイプコネクタ 読取装置側：USB マイクロ B（5ピン）タイプコネクタ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 供給電源 | DC 5V 500mA 但し、USB バスパワーから供給すること | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 動作環境条件 | 動作環境 | 使用メモリ：OS の推奨値に準拠していること | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 使用環境 | 温度：5～35℃、湿度：20～80%RH（結露なきこと） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 照明環境 | 自然光（太陽光）： 45,000ルクス以下（照合時）、5,000ルクス以下（登録時） かつ、直射日光があたらないこと 蛍光灯： 45,000ルクス以下（照合時）、5,000ルクス以下（登録時） ハロゲン／白熱灯： 9,000ルクス以下（照合時）、1,700ルクス以下（登録時） かつ、光がセンサー面を直射しないこと | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ソフトウェア | <p>・下表「ソフトウェア仕様明細一覧」に掲げる機能を満たすソフトウェアを導入すること。 ・本仕様を実現するために必要なソフトウェアはすべて含むこと。 （各種インタフェースボードを制御するドライバソフトウェアなど）</p> <p style="text-align: center;">ソフトウェア仕様明細一覧</p> <table border="1" data-bbox="384 1727 1441 1928"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>必須ソフトウェア、仕様</th> <th>数量</th> <th>製造元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OS</td> <td>Microsoft Windows 10 Pro 64 ビットバージョンの製品を調達すること。</td> <td>1</td> <td>Microsoft 社製</td> </tr> <tr> <td>IC カード制御</td> <td>IC カードおよび IC カードリーダー/ライタを制御するソフトウェア</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照合情報読取装置制御</td> <td>機構の指定製品（富士通株式会社製 生体認証ソフトウェア [NU461006]）</td> <td>1</td> <td>富士通株式会社製</td> </tr> </tbody> </table> | 機能 | 必須ソフトウェア、仕様 | 数量 | 製造元 | OS | Microsoft Windows 10 Pro 64 ビットバージョンの製品を調達すること。 | 1 | Microsoft 社製 | IC カード制御 | IC カードおよび IC カードリーダー/ライタを制御するソフトウェア | 1 | | 照合情報読取装置制御 | 機構の指定製品（富士通株式会社製 生体認証ソフトウェア [NU461006]） | 1 | 富士通株式会社製 | |
| 機能 | 必須ソフトウェア、仕様 | 数量 | 製造元 | | | | | | | | | | | | | | | |
| OS | Microsoft Windows 10 Pro 64 ビットバージョンの製品を調達すること。 | 1 | Microsoft 社製 | | | | | | | | | | | | | | | |
| IC カード制御 | IC カードおよび IC カードリーダー/ライタを制御するソフトウェア | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 照合情報読取装置制御 | 機構の指定製品（富士通株式会社製 生体認証ソフトウェア [NU461006]） | 1 | 富士通株式会社製 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------------|--|
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・上記構成を実装する上で、必要となるアダプタ類、ケーブル類、電源コード等をすべて含むこと。 ・指定の OS が動作可能な PC/AT 互換機であること。 ・タッチパネルを接続する場合、映像用のインタフェースとしてディスプレイ接続用の他にミニ D-SUB15 ピン, DVI-D, HDMI のインタフェースが必要となる。また、タッチパネルの制御用に USB または RS-232C のインタフェースが必要となる。 |
|------------|--|

〔タッチパネル〕 市町村機器整備概要 [第 3.9 版] 5 統合端末・ネットワークプリンタ (Windows10) 準拠注) 以下に示す表及び表番号は、市町村機器整備概要第 3.9 版からの引用。

| <p>タッチパネル</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・画面サイズは 17 インチ以上であること。数量：1。 ・ハードウェア仕様については、下表 5-4 「ハードウェア仕様明細一覧 (タッチパネル)」を参照のこと。 <p style="text-align: center;">表 5-4 ハードウェア仕様明細一覧 (タッチパネル)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">要件</th> <th style="width: 45%;">必須仕様</th> <th style="width: 15%;">推奨仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本体</td> <td>解像度</td> <td>1024×768 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インタフェース</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・映像：次のいずれかのインタフェースを装備していること ミニ D-SUB15 ピン, DVI-D, HDMI ・タッチパネル：次のいずれかのインタフェースを装備していること USB, RS-232C </td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・デュアルディスプレイとし、タッチパネルはセカンダリディスプレイとして動作すること ・使用する端末の OS をサポートしていること </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 要件 | 必須仕様 | 推奨仕様 | 本体 | 解像度 | 1024×768 以上 | | インタフェース | <ul style="list-style-type: none"> ・映像：次のいずれかのインタフェースを装備していること ミニ D-SUB15 ピン, DVI-D, HDMI ・タッチパネル：次のいずれかのインタフェースを装備していること USB, RS-232C | | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・デュアルディスプレイとし、タッチパネルはセカンダリディスプレイとして動作すること ・使用する端末の OS をサポートしていること | |
|---------------|--|--|------|------|------|----|-----|-------------|--|---------|--|--|-----|--|--|
| | 要件 | 必須仕様 | 推奨仕様 | | | | | | | | | | | | |
| 本体 | 解像度 | 1024×768 以上 | | | | | | | | | | | | | |
| | インタフェース | <ul style="list-style-type: none"> ・映像：次のいずれかのインタフェースを装備していること ミニ D-SUB15 ピン, DVI-D, HDMI ・タッチパネル：次のいずれかのインタフェースを装備していること USB, RS-232C | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・デュアルディスプレイとし、タッチパネルはセカンダリディスプレイとして動作すること ・使用する端末の OS をサポートしていること | | | | | | | | | | | | | |

6 保守

6.1 保守業務内容

- (1) 障害が発生した際、電話等による発注者からの問い合わせに速やかに対応すること。
- (2) (1)の問い合わせにより障害が解消されない場合、受注者は速やかに履行場所において当該端末等の点検・修理を行うこととする。ただし、履行場所での点検・修理が難しい場合は、受注者は速やかに代替機を送付し、発注者は届いた代替機の梱包箱に故障機を入れて返送する方法（いわゆる先出し SEND BACK 方式）により点検・修理を行うこととしてもよい。
- (3) 通常の使用下において発生した障害による端末等の点検・修理等費用（SEND BACK 方式により点検・修理を行う場合は代替機及び故障機の送料を含む。）は受注者の負担とする。

6.2 保守期間

賃貸借期間と同じ期間とする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議によりこれを定める。

8 問い合わせ先

東広島市生活環境部市民課住民係

電 話 (082) 420-0925 (直通)

ファックス (082) 420-0011